

# 福岡県公報

平成20年3月26日  
第2802号

## 目次

告示(第491号 - 第510号)

道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	4
公共測量の終了	(土木管理課)	.....	4
公共測量の終了	(土木管理課)	.....	4
基本測量の終了	(土木管理課)	.....	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	5
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	.....	6
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	.....	6
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	.....	6
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	.....	7
保安林の所在場所等	(治山課)	.....	7
県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	.....	8
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	8

## 公 告

平成19年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(生活衛生課)	.....	8
地域森林計画の変更の公表	(治山課)	.....	9
貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	.....	9
建設業の許可の取消し	(建築指導課)	.....	10
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	10
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	12
選挙管理委員会			
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(地方課)	.....	15
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(地方課)	.....	15
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地方課)	.....	15
公安委員会			
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	.....	16

## 告 示

福岡県告示第491号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月26日から開始する。  
 その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成20年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女香春線	田川郡添田町大字落合4231番3先から 田川郡添田町大字落合4154番先まで

福岡県告示第492号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年8月8日農林水産省告示第1019号（2に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに福岡市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第493号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市高田一丁目219番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区拾六町三丁目3番3号

緒方 チヨエ

福岡県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
田川	県道	田川直方線	前	田川市大字伊田4623番7先から 同市大字伊田4342番5先まで	10.6 ~ 15.5	108.0	
			後	同上	10.9 ~ 15.5	108.0	
田川	県道	田川直方線	前	田川市大字伊田4280番1先から 同市大字伊田4589番1先まで	7.2 ~ 7.4	58.0	
			後	同上	9.4 ~ 11.0	58.0	
田川	県道	田川桑野線	前	田川郡川崎町大字安真木5309番1先から 同郡同町大字安真木5305番1先まで	14.2 ~ 14.8	22.7	

			後	同上	12.7 ~ 12.8	22.7	
田川	県道	添田線 小石原	前	田川郡添田町大字 中元寺1350番1先 から 同郡同町大字中元 寺1345番1先まで	6.4 ~ 27.0	389.5	
			後	同上	10.4 ~ 41.0	400.0	
田川	県道	猪国 豊前栲田線 停車場	前	田川郡添田町大字 中元寺1360番2先 から 同郡同町大字中元 寺1345番1先まで	6.4 ~ 22.6	550.4	うち添田 小石原線 重用延長 373.3メ ートル
			後	同上	8.0 ~ 73.6	479.3	うち添田 小石原線 重用延長 374.0メ ートル
田川	県道	今任原 奈良線	前	田川市大字伊加利 746番20先から 同市大字伊加利833 番1先まで	6.5 ~ 8.5	222.0	
			前	同上	10.2 ~ 44.0	257.0	国道322 号と161.7 メートル 重用
			後	同上	10.2 ~ 44.0	257.0	うち一般 国道322 号重用延 長161.7メ ートル

福岡県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川直方線	田川市大字伊田4623番7先から 同市大字伊田4342番5先まで
田川	田川直方線	田川市大字伊田4280番1先から 同市大字伊田4589番1先まで
田川	添田小石原線	田川郡添田町大字中元寺1350番1先から 同郡同町大字中元寺1345番1先まで
田川	猪国豊前栲田停車場線	田川郡添田町大字中元寺1360番2先から 同郡同町大字中元寺1345番1先まで

福岡県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	大日寺潤野線 飯塚	前	飯塚市潤野885番19先から 同市西徳前329番8先まで	3.9 ~ 34.0	1,040.2

			前	同上	5.0 ~ 34.0	1,081.7
			後	同上	5.0 ~ 34.0	1,081.7
飯塚	県道	大日寺 潤野線 飯塚	前	飯塚市潤野764番1先から 同市潤野8番52先まで	3.6 ~ 17.0	1,629.0
			前	同上	10.8 ~ 32.0	1,543.5
			後	同上	10.8 ~ 32.0	1,543.5
飯塚	県道	口ノ原 稲築線	前	飯塚市有安459番1先から 同市綱分761番19先まで	16.0 ~ 35.0	790.0
			後	同上	15.0 ~ 34.0	790.0
飯塚	県道	大分 太郎丸線	前	飯塚市大分1054番先から 同市大分766番23先まで	10.0 ~ 16.4	87.0
			後	同上	10.0 ~ 16.4	87.0

福岡県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	口ノ原 稲築線	飯塚市有安459番1先から 同市有安368番1先まで
飯塚	大分 太郎丸線	飯塚市大分827番1先から 同市大分824番6先まで
飯塚	大分 太郎丸線	飯塚市大分1054番先から 同市大分766番23先まで

福岡県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区外	平成19年11月30日

福岡県告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類

公共測量（道路地形測量業務委託）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区南部・小倉北区西部・小倉南区南東部	平成19年11月16日

福岡県告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（一等磁気測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
豊前市	平成19年11月19日

福岡県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

宗像	県道	大循環線	前	宗像市大島1289番先から 同市大島1143番4先まで	4.8 ～ 54.0	987.0
			前	同上	7.0 ～ 78.2	2,910.5
			後	同上	4.8 ～ 54.0	987.0
			後	同上	7.0 ～ 78.2	2,910.5

福岡県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗像	大循環線	宗像市大島721番1先から 同市大島860番1先まで

福岡県告示第503号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字阿恵字大池13 - 1、13 - 12から13 - 20まで及び16 - 3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原2525番地

粕屋殖産株式会社 代表取締役 篠原 隆盛

福岡県告示第504号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営中元寺地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成20年3月26日から 平成20年4月23日まで	添田町役場

福岡県告示第505号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

就任した理事

氏 名	住 所
案 浦 剛 司	糟屋郡粕屋町駕与丁2丁目7番17号
案 浦 紀 元	糟屋郡粕屋町駕与丁2丁目1番5号
案 浦 米 光	糟屋郡粕屋町駕与丁2丁目1番8号
因 光 明	糟屋郡粕屋町大字江辻385番地
安 松 毅	糟屋郡粕屋町駕与丁2丁目3番23号

福岡県告示第506号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年3月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称（仮称）レッドキャベツ久留米梅満店

(2) 所在地 福岡県久留米市梅満町1170番11 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社レッド・キャベツ	山口県下関市山の田本町1 - 9

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社レッド・キャベツ	山口県下関市山の田本町1 - 9

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年11月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,400㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
久留米市梅満町1170番11 外	102

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
久留米市梅満町1170番11 外	40

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
久留米市梅満町1170番11 外	103

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
久留米市梅満町1170番11 外	22.07

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社レッド・キャベツ	午前9時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 久留米市梅満町1170番11 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 福岡県告示第507号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 森林都市ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県宗像市自由が丘3丁目12番4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 福岡県告示第508号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林の所在場所

古賀市薦野字小野184の2、187、290、299、301の15、358、359

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び古賀市役



所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第509号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（橋本地区）	平成19年9月19日
区画整理事業（広川東部第二地区）	平成19年3月30日
農業用排水施設整備事業（広川東部第二地区）	平成18年3月29日
区画整理事業（高家地区）	平成19年3月30日

福岡県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	一 般 国 道	322 号	前	田川市大字夏吉241番3先 から 同市大字伊田3866番1先ま で	15.0 ~ 25.6	201.3
			後	田川市大字夏吉241番10先 から 同市大字伊田3874番1先ま で	13.8 ~ 27.0	278.0

田 川	県 道	八 香 女 春 線	前	田川郡添田町大字落合4232 番1先から 同郡同町大字落合4154番先 まで	9.8 ~ 22.6	85.0
			後	田川郡添田町大字落合4231 番3先から 同郡同町大字落合4154番先 まで	7.6 ~ 14.2	

公 告

公告

平成19年度福岡県ふぐ処理師試験（平成20年3月5日実施）の合格者を次のように発表する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
3	35	84	137	182
4	36	85	139	184
6	37	86	141	192
7	39	87	144	194
9	41	88	146	195
11	43	89	147	200
12	44	90	151	205
13	45	94	153	207
14	49	97	155	208
15	50	99	156	209
16	52	100	157	211
17	53	102	158	212
18	54	103	159	213



20	55	106	163	214
21	57	107	164	217
22	60	109	165	218
23	61	110	166	222
24	65	112	168	224
25	67	113	171	226
26	69	114	173	227
27	71	115	174	229
29	73	116	176	230
30	74	119	177	231
31	75	120	178	233
32	78	123	179	234
33	80	128	180	235
34	81	131	181	

---

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成20年3月13日付  
 けで地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する

。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 森林計画区の名称

- (1) 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）
- (2) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡及び糸島郡の各一円）
- (3) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川

市、小都市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡及び八女郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 遠賀川地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所

(2) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課及び福岡県福岡農林事務所

(3) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所

3 縦覧期間

平成20年3月26日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

---

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

リーブ

2 氏名

志方 光一

3 主たる営業所の所在地

福岡市博多区博多駅前4丁目18番19号 博多シラキビル501号

4 登録番号

福岡県知事(1)第08485号

- 5 登録年月日  
平成19年3月15日
- 6 行政処分の年月日  
平成20年3月8日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止60日間（平成20年3月9日から平成20年5月7日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業法第24条の6の4

公告  
建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日  
平成20年3月14日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社西日本とび機工	福岡市西区石丸2-43-18	藤田 美紀子	平成15年9月16日 福岡県知事許可（般-15） 第91888号

- 3 処分の内容  
土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社西日本とび機工は、役員が刑法（明治40年法律第45号）第95条（公務執行妨害）の罪を犯したことにより、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、平成18年

3月31日に刑が確定していることが判明した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

- ア トヨタ車両用純正部品 購入見込額については仕様書による。  
イ 日産車両用純正部品 購入見込額については仕様書による。  
ウ ホンダ車両用純正部品 購入見込額については仕様書による。  
エ スズキ車両用純正部品 購入見込額については仕様書による。

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成21年3月31日までの間

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年4月10日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) ア、イの入札については、福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

ウ、エの入札については、福岡県内に本店、支店又は営業所等を有し、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成20年3月26日（水）から平成20年4月2日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法  
直接または郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年3月26日（水）から平成20年4月2日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年4月10日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時

ア 平成20年4月11日（金）午前10時00分

イ 平成20年4月11日（金）午前10時20分

ウ 平成20年4月11日（金）午前10時40分

エ 平成20年4月11日（金）午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

### 13 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

### 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

### 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

ア タイヤ（四輪自動車用） 種類及び数量の詳細については仕様書による。

イ タイヤ（二輪自動車用） 種類及び数量の詳細については仕様書による。

ウ バッテリー（四輪及び二輪自動車用） 種類及び数量の詳細については仕様書による。

(2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。

(3) 納入期限  
契約締結日から平成21年3月31日までの間

(4) 納入場所  
契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年4月9日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA、A、B
06	02	オートバイ、自転車	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) アの入札については、福岡県内に本店、支店、又は営業所等を有する事業者であること。

イ、ウの入札については、福岡県内に本店、支店又は事業所等を有し、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線6675

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所  
4の部局とする。

(3) 提出期間  
平成20年3月26日（水）から平成20年4月2日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法  
直接または郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等  
平成20年3月26日（水）から平成20年4月2日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所  
4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限



- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成20年4月9日(水)午後6時00分
- (3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

## 11 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
福岡県警察本部入札室(地下1階)
- (2) 日時  
ア 平成20年4月10日(木)午前10時00分  
イ 平成20年4月10日(木)午前10時20分  
ウ 平成20年4月10日(木)午前10時40分

## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。  
なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札  
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札  
(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札  
(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札  
(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札  
(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札  
(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札  
(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成20年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

81,842

福岡県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成20年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

748,682

福岡県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成20年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,561
北九州市小倉北区	49,736
北九州市小倉南区	57,732
北九州市若松区	23,783
北九州市八幡東区	20,811
北九州市八幡西区	69,672
北九州市戸畑区	17,447
福岡市東区	72,375
福岡市博多区	52,412
福岡市中央区	45,738
福岡市南区	65,785
福岡市城南区	32,865
福岡市早良区	55,467
福岡市西区	48,547
大牟田市・三池郡	40,099
久留米市	63,060
直方市	16,255
飯塚市	21,606
田川市	14,205
柳川市	10,829
甘木市	11,331
八女市	10,353



筑後市	12,815
大川市	10,792
行橋市	19,328
中間市	13,127
小郡市・三井郡	24,275
筑紫野市	26,202
春日市・筑紫郡	40,731
大野城市	24,534
宗像市	25,361
太宰府市	18,445
前原市・糸島郡	26,738
古賀市	15,143
糟屋郡	55,009
宗像郡	15,537
遠賀郡	26,845
鞍手郡	16,372
嘉穂郡・山田市	31,575
朝倉郡	13,552
浮羽郡	14,644
三潞郡	11,894
八女郡	14,756
山門郡	17,194
田川郡	25,084
京都郡	15,543
築上郡・豊前市	17,879

公安委員会

福岡県公安委員会規則第6号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年3月26日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般国道の部209号の項中

「久留米市荒木町白口字左平次牟田1367番から同市梅満町字立石二1132番1まで  
みやま市高田町濃施中1111番6から久留米市東町42番13まで」

を

「みやま市高田町濃施中1111番6から久留米市東町42番13まで」

に改め、同部210号の項中

「うきは市浮羽町三春字霧ノ下ノ486番2先の福岡県と大分県との境界から同市浮羽町三春字東虹峠6番15先の福岡県と大分県との境界まで」

を

「うきは市浮羽町三春字霧ノ下ノ486番2先の福岡県と大分県との境界から同市浮羽町三春字東虹峠6番15先の福岡県と大分県との境界まで  
うきは市吉井町鷹取字黒原96番3から同市浮羽町山北字尾上607番1まで」

に改め、同部496号の項中

「行橋市大字草野658番5先から同市西宮市2丁目112番1先まで」

を

「行橋市門樋町2553番1先から同市泉中央4丁目885番1先まで」

に改め、同表県道の部北九州芦屋線

行橋市大字草野658番5先から同市西宮市2丁目112番1先まで

の項中「同郡遠賀町大字島津3168番6先」を「同郡芦屋町大字芦屋44番1先」に改め、同部長行田町線の項の次に次のように加える。

湯川赤坂線	北九州市小倉北区霧ヶ丘3丁目256番1地先から同区足原2丁目60番3地先まで
城野砂津線	北九州市小倉北区神岳2丁目7番12地先から同区明和町12番1地先まで

別表第1県道の部大蔵到津線の項の次に次のように加える。

本城熊手線	北九州市八幡西区本城東1丁目102番23地先から同区黒崎3丁目154番1地先まで
-------	--

別表第1県道の部蜷川草野線の項の次に次のように加える。

安武本国分線	久留米市津福今町287番1先から同市津福今町162番1先まで
--------	--------------------------------

別表第1県道の部上新入直方線の項の次に次のように加える。

直方鞍手線	直方市大字知古764番1先から同市大字上新入1766番15先まで
-------	----------------------------------

別表第1県道の部中

行橋添田線	行橋市西宮市2丁目112番1先から京都郡みやこ町犀川生立147番1先まで
中津豊前線	豊前市大字八屋2230番13先から同市大字四郎丸1286番2先まで

を

行橋添田線	行橋市西宮市2丁目112番1先から京都郡みやこ町犀川生立147番1先まで
	行橋市門樋町2524番先から同市門樋町2553番1先まで

に改め、同部宇島港

線の項の次に次のように加える。

直方芦屋線	中間市大字垣生1985番1先から遠賀郡遠賀町大字島津3168番6先まで
新延中間線	中間市大字垣生1310番先から同市大字垣生1985番1先まで

別表第1県道の部福岡太宰府線の項の次に次のように加える。

浜口遠賀線	遠賀郡芦屋町大字芦屋44番1先から同郡遠賀町大字今古賀509番1先まで
-------	-------------------------------------

別表第1県道の部中

直方芦屋線	遠賀郡遠賀町大字広渡1325番先から同町大字島津3168番6先まで
-------	-----------------------------------

を

岡垣遠賀線	遠賀郡遠賀町大字今古賀509番1先から同町旧停2丁目1443番5先まで
-------	-------------------------------------

に改め、同部宮田遠

賀線の項中

鞍手郡鞍手町大字室木793番1先から同町大字八尋1119番2先まで	を
-----------------------------------	---

鞍手郡鞍手町大字室木792番1先から遠賀郡遠賀町大字今古賀509番1先まで	に改め、同部久留米筑紫野線の項の
---------------------------------------	------------------

次に次のように加える。

椎田勝山線	京都郡みやこ町徳永1823番1先から同町勝山大久保2189番5先まで
-------	------------------------------------

別表第1県道の部大久保犀川線の項の次に次のように加える。

中津豊前線	築上郡吉富町大字広津160番1先から豊前市大字四郎丸1286番2先まで
-------	-------------------------------------

別表第1市道の部大里新町3号線の項の次に次のように加える。

東二島二島2号線	北九州市若松区東二島1丁目204番2地先から同区南二島1丁目467番3地先まで
----------	---

別表第1市道の部二島片山1号線の項の次に次のように加える。

二島83号線	北九州市若松区南二島1丁目467番3地先から同区南二島2丁目577番16地先まで
二島95号線	北九州市若松区南二島2丁目588番44地先から同区南二島2丁目562番4地先まで
二島96号線	北九州市若松区南二島2丁目588番5地先から同市八幡西区本城5丁目3番2地先まで

別表第1市道の部明和町宇佐町2号線の項中「同区宇佐町1丁目65番19地先」を「同区宇佐町1丁目9番7地先」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本大島1号線	北九州市小倉北区熊本2丁目1番1地先から同区大島3丁目740番5地先まで
---------	--------------------------------------

別表第1市道の部宇佐町大島1号線の項の次に次のように加える。

足原2号線	北九州市小倉北区大島3丁目740番5地先から同区足原1丁目210番1地先まで
足原26号線	北九州市小倉北区足原2丁目60番3地先から同区足原1丁目210番1地先まで

別表第1市道の部山路松尾町2号線の項の次に次のように加える。

枝光本町前田1号線	北九州市八幡東区東田1丁目2番101地先から同区東田1丁目100番3地先まで
西本町枝光1号線	北九州市八幡東区西本町1丁目23番12地先から同区東田4丁目1番107地先まで
前田東浜町1号線	北九州市八幡東区大字前田1285番4地先から同区大字前田2136番1地先まで

別表第1市道の部枝光39号線の項の次に次のように加える。

洞北町1号線	北九州市八幡西区洞北町1番52地先から同区本城5丁目3番2地先まで
--------	-----------------------------------

本城1号線	北九州市八幡西区本城3丁目1番122地先から同区本城1丁目20番108地先まで
-------	---

別表第1市道の部割子川1号線の項の次に次のように加える。

東浜町田町1号線	北九州市八幡西区東浜町2082番1地先から同区田町1丁目25番1地先まで
熊手田町1号線	北九州市八幡西区大字熊手463番28地先から同区田町1丁目25番1地先まで

別表第1市道の部東櫛原日吉A6号線の項の次に次のように加える。

津福本津福今C934号線	久留米市津福本町字岩野317番3地先から同市津福今町字広屋敷287番1地先まで
津福今白口C935号線	久留米市津福今町字中島162番1地先から同市荒木町白口字七反田1384番2地先まで

別表第1市道の部本町中十連寺2号線の項の次に次のように加える。

知古・感田線	直方市大字知古764番1先から同市大字感田1881番1先まで
中泉・池代線	直方市大字中泉889番1先から同市大字中泉898番1先まで
上新入31号線	直方市大字上新入1766番15先から同市大字上新入1677番9先まで
中泉18号線	直方市大字中泉977番7先から同市大字中泉889番1先まで
中泉105号線	直方市大字中泉1143番先から同市大字中泉977番7先まで

別表第1市道の部茅島苗代田線の項の次に次のように加える。

五楽3号線	中間市大字上底井野987番先から同市大字上底井野984番先まで
五楽4号線	中間市大字上底井野443番1先から同市大字上底井野987番先まで
砂山・中底井野線	中間市大字垣生1310番先から同市大字上底井野443番1先まで

別表第1 市道の部筑紫・原田線の項の次に次のように加える。

上倉線	宮若市倉久1908番2先から同市下有木1407番1先まで
-----	------------------------------

別表第1 市道の部飯之倉・赤木線の項の次に次のように加える。

都地～汐井掛原線	宮若市下有木1407番1先から同市沼口239番6先まで
口ヶ坪・神田線	宮若市下有木1407番1先から同市下有木620番45先まで

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています